

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、  
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

## お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

和歌山県では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせ下さい。



お問合せ先

和歌山県 東牟婁振興局 健康福祉部 総務福祉課

住所 新宮市緑ヶ丘2-4-8

電話 0735-21-9610 受付時間（月～金曜日9:00～17:45）

※上記相談窓口は那智勝浦町、太地町、北山村にお住まいの方が対象です。

# 住居確保給付金のご案内

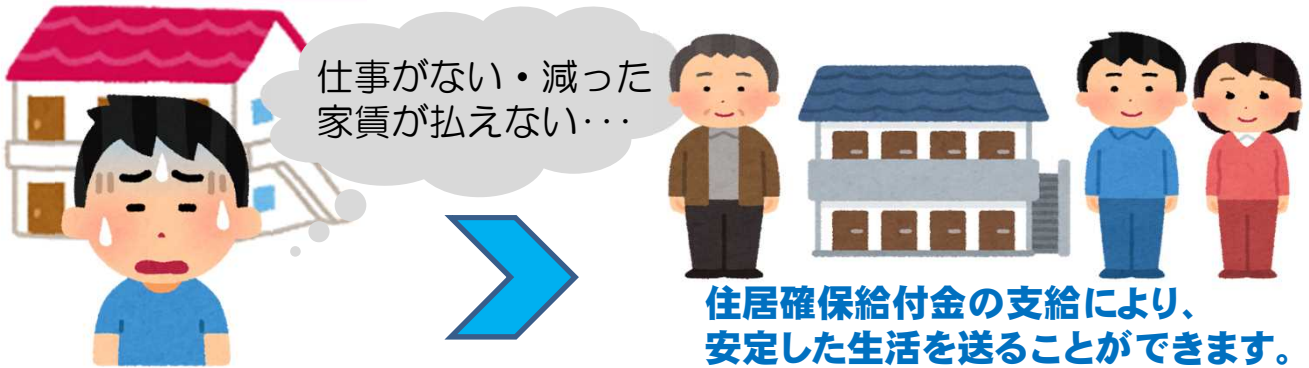
**令和2年4月20日から対象者が拡がります**

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

**これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方**

**令和2年4月20日以降**

**離職・廃業から2年以内または休業等により  
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方**



## 主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄												
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>												
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※東牟婁郡那智勝浦町、太地町、北山村にお住まいの場合（単位：万円）	<input type="checkbox"/>												
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額（月額）</td><td>11.0</td><td>15.3</td><td>18.2</td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td>3.2</td><td>3.8</td><td>4.2</td></tr></tbody></table>			単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額（月額）	11.0	15.3	18.2	支給家賃額（上限額）	3.2	3.8	4.2
		単身世帯	2人世帯	3人世帯									
収入基準額（月額）	11.0	15.3	18.2										
支給家賃額（上限額）	3.2	3.8	4.2										
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>												

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の（東牟婁振興局 健康福祉部）に相談してください。